

# 第7章 企業年金制度等

## 1 企業年金等の意義

企業年金等は、公的年金の上乗せの給付を保障することにより、国民の多様な老後のニーズに対応し、より豊かな老後生活を送るための制度として重要な役割を果たしています。

現在、企業年金等として多様な制度が設けられており、企業や個人は、これらの中から自らの希望やニーズに合った制度を実施することができる体制が整備されています。

## 2 確定給付型と確定拠出型

確定給付型とは、加入した期間等に基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度を言います。この場合、加入者が老後の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業等が追加拠出をする必要が生じるという問題があります。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額が決定される年金制度を言います。積立水準が不足した場合でも企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者にとっては運用のリスクを負い、老後の生活設計を立てにくい面があります。

<図表7-1> 企業年金等の種類

種類	タイプ	概要
厚生年金基金 【厚生年金保険法】	確定給付型	一企業単独（単独設立）、親企業と子企業が共同（連合設立）、又は同種同業の多数企業が共同（総合設立）して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施するもの。
確定給付企業年金 （基金型） 【確定給付企業年金法】		母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定給付企業年金 （規約型） 【確定給付企業年金法】		労使が合意した年金規約に基づき、事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結んで、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定拠出年金 （企業型） 【確定拠出年金法】	確定拠出型	企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定拠出年金 （個人型） 【確定拠出年金法】		企業の従業員のうち企業年金がない人や自営業者等が、自ら国民年金基金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが運営管理機関を通じて同連合会の委託を受けた金融機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
国民年金基金 【国民年金法】	確定給付型	自営業者等が、都道府県ごとに設立された地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する者によって設立された職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資産を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を行うもの。
税制適格年金 【法人税法】	確定給付型	企業が信託会社等と契約を結んで、母体企業の外で資金を管理・運用し、年金又は退職一時金を支払うもの。法人税法で定める要件を満たすことにより掛金を損金扱いできる。（平成23年度末までに廃止予定）